

平成21年2月26日

第8回 設計コンサルタント業務等成果の向上に関する懇談会

工事参考資料

「第15回 公共工事における総合評価活用方式検討委員会」
(平成21年2月24日開催)配布資料より

総合評価方式や 入札契約手続きに関する検討課題(案)

総合評価方式や入札契約手続きに関する検討課題(案)

検討課題1 実績重視型総合評価方式の導入

受発注者双方の入札契約手続きに伴う時間・事務負担の軽減を図るため、技術的難易度の低い案件、施工計画に各社の差が生じない案件について、施工計画の提案や配置予定技術者のヒアリングを、実績評価で代替する簡易型(実績重視型)の総合評価方式を導入

【課題】

新規参入者への配慮、実績のみの評価では受注者が偏ることに配慮する必要

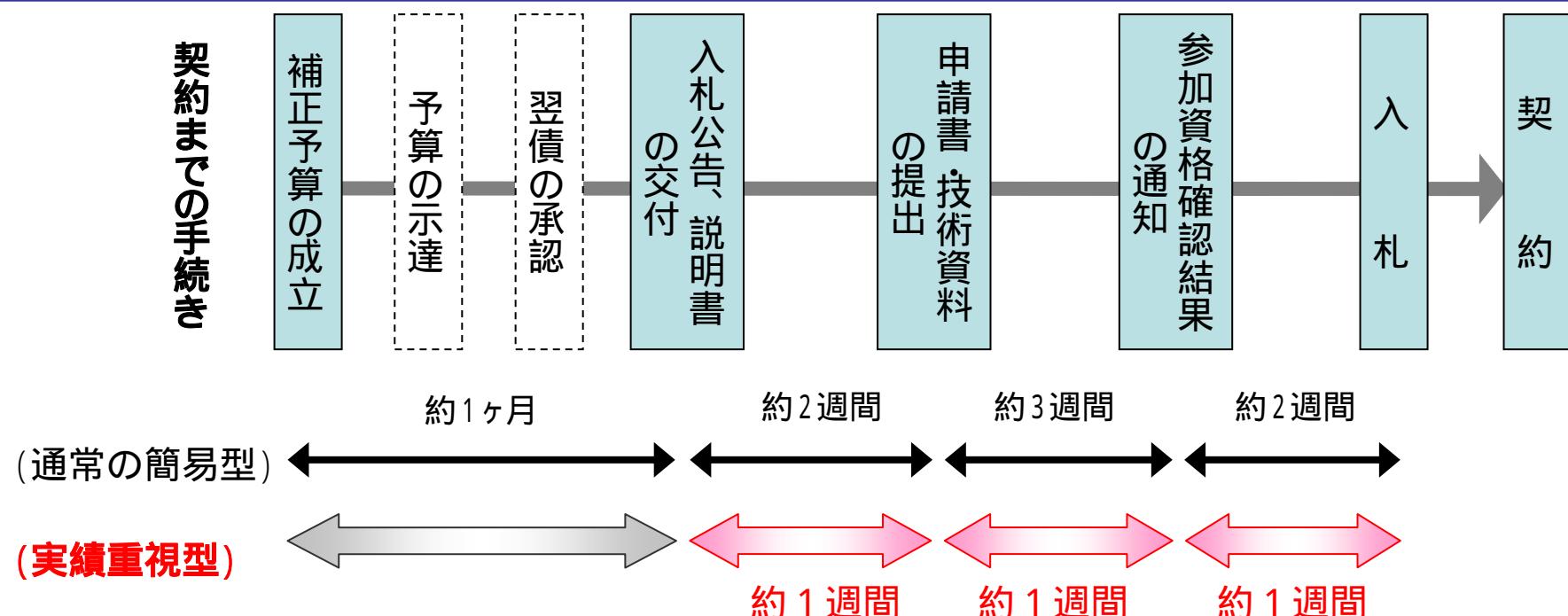


図 手続きに要する標準的日数の比較

総合評価方式や入札契約手続きに関する検討課題(案)

通常の総合評価方式(簡易型)の評価項目

加算点上限は30点

簡易な施工計画

例:コンクリートの品質の確認方法の適切性

配置予定技術者の能力(ヒアリング)

例:当該工事の施工上の課題等の理解度

配置予定技術者の能力

例:主任技術者の工事成績評定の平均点

企業の施工能力

例:企業の工事成績評定の平均点

企業の手持ち工事量

地理的条件

例:地域内における本支店・営業所の所在

地域貢献の実績

例:災害協定等に基づく活動実績の有無

その他

実績重視型総合評価方式の評価項目

加算点上限は30点

簡易な施工計画

例:コンクリートの品質の確認方法の適切性

配置予定技術者の能力(ヒアリング)

例:当該工事の施工上の課題等の理解度

配置予定技術者の能力

例:主任技術者の工事成績評定の平均点

企業の施工能力

例:企業の工事成績評定の平均点

企業の手持ち工事量

地理的条件

例:地域内における本支店・営業所の所在

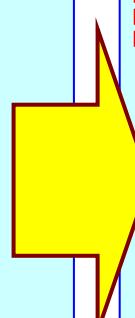
地域貢献の実績

例:災害協定等に基づく活動実績の有無

その他

省略

企業や
技術者の
施工能力
等を評価



総合評価方式や入札契約手続きに関する検討課題(案)

検討課題2 工事関連データの提供、情報交換の場の設置

受注者の技術提案作成のための情報収集に要する時間・事務負担の軽減を図るため、発注工事に関する詳細設計の成果品、関連する地質データ等を電子データで提供するにあたって、課題の精査を行う。

また、受発注者間における情報共有を図るため、個々の質問・回答のやりとり以外に、現場説明会やこれに代わる情報交換の場の設置に向けた検討を行う。

【課題】

- ・電子データとして提供する場合の発注者側の事務量の軽減を図る必要
- ・現場説明会やこれに代わる情報交換の場の設置が、談合を助長しないよう配慮が必要

技術提案作成に必要なデータ

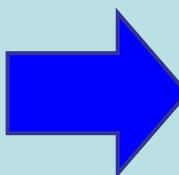
地質調査報告書、詳細設計図、
数量計算書、構造計算書 …

現在の一般的な取扱い

情報公開があれば紙ベースで提供
もしくは
成果報告書の閲覧は可(コピー不可)

対応案

電子データもしくは成果報告書のコピーを
可能とする



総合評価方式や入札契約手続きに関する検討課題(案)

検討課題3 技術提案の評価(採否)の通知

受発注者間における評価の透明性の確保、受注者の事務負担の軽減等を図るため、発注者側の事務量の増大に配慮しつつ、参加資格確認通知に併せて、入札前に技術提案に対する評価(採否)の提案者側への通知について検討を行う。

【課題】

- ・発注者側の事務量の軽減を図る
- ・入札時の競争性の確保に配慮した情報提供が必要

試行事例における通知例(競争参加資格確認結果通知書抜粋)

技術提案に基づく入札の可否	<p>○：可（評価する、実施義務あり） －：否（評価しない、実施可能） ×：否（評価しない、不採用であり実施不可）</p> <p>総合評価項目</p> <p>総合的なコストに関する事項</p> <p>1) ライフサイクルコスト ○ [] 低減し、[]</p> <p>工事目的物の性能、機能に関する事項</p> <p>2) 性能・機能</p> <p>－ [] の [] の明示（保全性、安全性） － [] を [] に設置する。 － [] を [] する。 － [] を設置する ○ [] に [] を設置する。 － [] の設置</p>
---------------	--

総合評価方式や入札契約手続きに関する検討課題(案)

検討課題4 手持ち工事量評価・技術者ヒアリングの重視

受発注者間の時間・事務負担の軽減及び受注機会を確保するため、手持ち工事量評価の導入・重視を図る。

(東北・関東・北陸・九州の4地方整備局で実施中。技術評価点の配点は3~5%程度)

企業の施工能力よりも、配置予定技術者の能力の評価を重視。

【課題】

- ・十分な競争性が確保される範囲で行われるよう配慮が必要。

評価内容	評価基準	配点
当該年度総支払額 ÷ 過去3カ年の平均総支払額	0.5未満	3点
	0.5以上1.0未満	1点
	1.0以上	0点

図 手持ち工事量評価の例

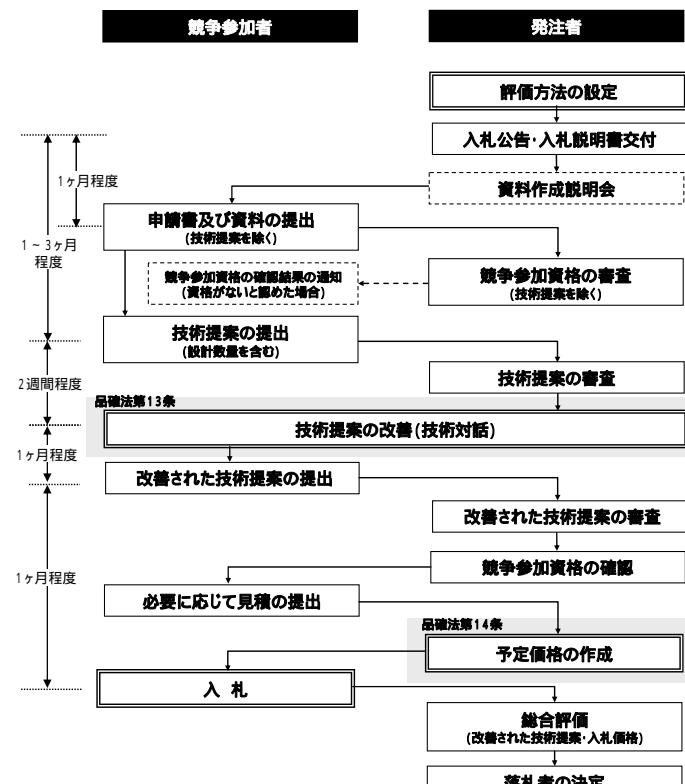
<参考>二段階選抜方式について

「二段階選抜方式」のメリットについては、発注者は「技術審査・評価に係る事務量の軽減及び期間の短縮」、受注者側は「技術提案に係る負担の軽減」等と整理され、難易度の高い技術が必要な課題を設定する高度技術提案型等での試行に向けて検討するとされている。

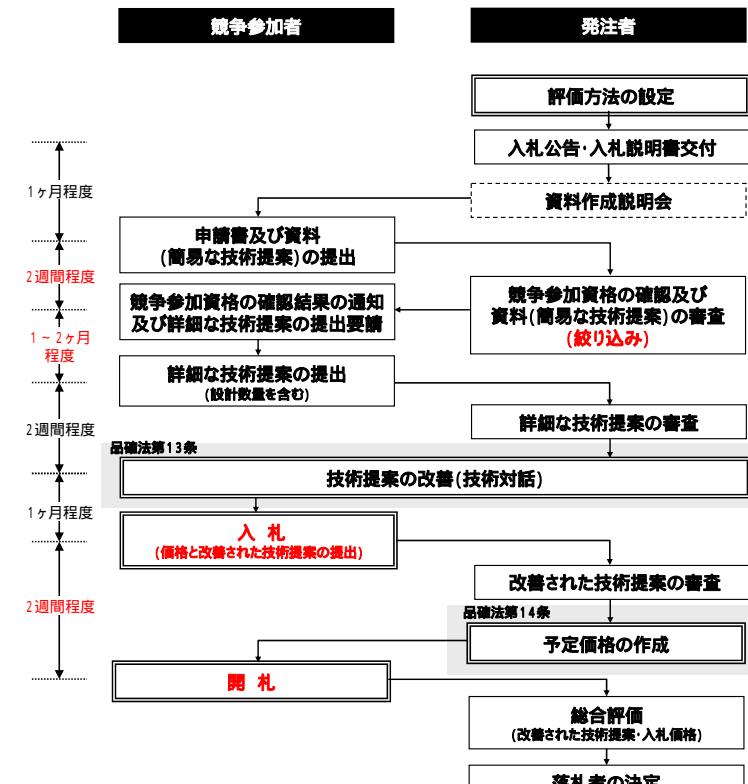
本方式は入札に参加する者を選定することから指名競争入札方式とされている。

高度技術提案型等を適用する工事は、ほぼ全てWTO対象工事である。WTO協定上は指名競争入札も可能であるが、我が国の場合は「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画について」(H6.1.18閣議了解)において、WTO対象工事は「一般競争入札方式で調達を行う」としており、導入の前提として当該行動計画との整合性の確保を図る必要がある。

そのため、中長期的な課題として引き続き検討を行う。



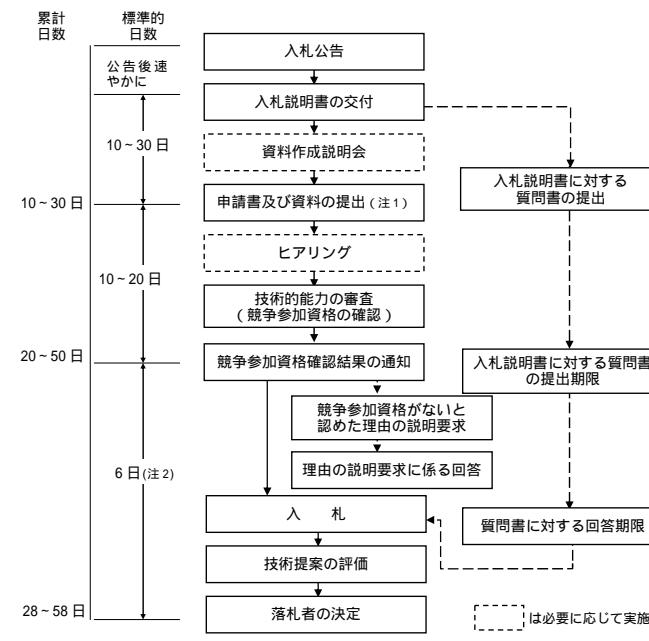
現行の高度技術提案型



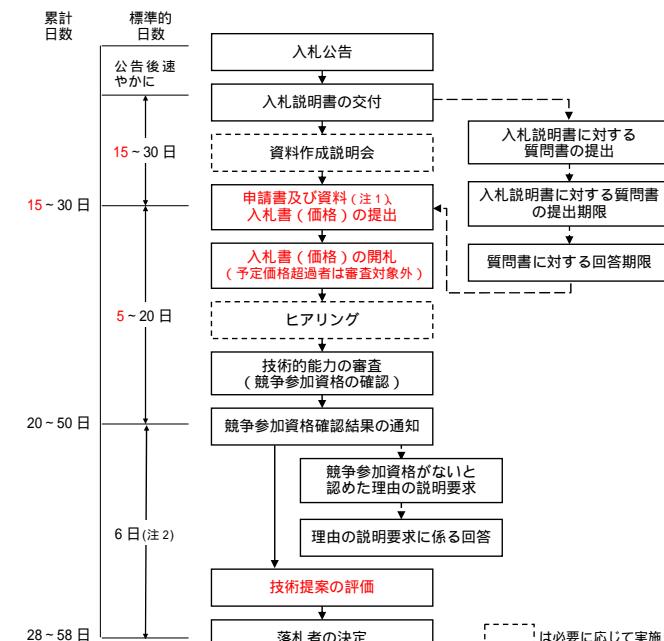
二段階選抜方式を採用した高度技術提案型

<参考>事後審査型入札方式について

「事後審査型入札方式」のメリットについて、発注者側は「技術審査・評価に係る事務量の軽減」、受注者側は「配置予定技術者の確保期間の短縮」と整理され、標準型及び簡易型での試行に向けて検討するとされている。予算決算及び会計令においては、一般競争入札を行うにあたり、**事前に入札参加者の確認を行うとされていることから、事後審査型入札方式のように入札参加資格を事前に確認することなく入札を行うためには予決令の改正等が必要。**そのため、中長期的な課題として引き続き検討を行う。なお、当該入札方式は、開札後に技術審査を行うことから、**技術審査担当者が応札価格を確認できないシステムを設ける等の措置が必要である。**



現行の簡易型



事後審査型入札方式を採用した簡易型